

令和5年度　社会福祉法人東静会　事業計画

本年度の動向

新型コロナウイルス感染症対策は3月からマスクの着用は個人の判断が基本となり、5月から感染症法では「2類相当」から「5類」へ移行されることから当法人では特別な新型コロナ対策は講じない。昨年度まで理事会、評議員会での書面による表決は行ってきたが原則として廃止し、対面での会議を行う。但し、関東地区、東海地区で対策を必要な状況に至った場合、書面での表決を実施することがある。

法人は「のぎくホーム」は「トットジョイ」と覚書をかわし、共同で暫定対策、人事・研修対策、緊急対策を実施し、施設の安定的運営を目的とした活動を展開していく。

法人改革

新社会福祉法人の制度が導入され、すべての社会福祉法人に「事業運営の透明性」、「財政規律の強化」、「地域における公益的な取り組みの責務」が求められた。そこで法人改革に沿って施設運営を計画した。また、定款に基づき、開かれた運営を実施していく。

1. 法人運営

○ 啓蒙活動

施設のパンフレット及びホームページ等を活用する。特にホームページに「空き室情報」を掲載し、行政がのぎくホームの空き室の状況を把握できるようにする。

電話等による行政からの空き室の確認で入所まで至らなかった場合、その行政機関へパンフレット・概要等を送付する。

設立の浅い当法人は役員や評議員の現職または職歴を公表することで法人の理解を深めることができる。

法人パンフレットを作成し、法人活動について理解を得る。

2. 施設運営

○ 公認会計士による外部監査の実施

公認会計士による監査を年に複数回実施する。

○ 苦情解決の結果を公表

苦情の申し出、解決の結果は施設の「事業報告」掲載し、法人のホームページを通して法人の「事業報告」へも掲載し、公表する。

○ 働き方改革の本実施に向けての取り組み

- ・働きやすい職場、働きがいのある職場は人材の離職防止、新たな人材の確保を目指し、魅力ある職場つくりを進める。
- ・年次有給休暇の取得率をアップさせる。

○ 職員研修の実施

施設独自の職員研修を検討し、講師を招いての研修や全国母子生活支援施設協議会の研修に積極的に参加し、職員のスキルアップを図る。

○ 地域との関係

町会の行事に新型コロナの動向をみながら参加を検討していく。母子のコミュニケーションに繋がるよう職員は努力する。

○ 被虐児童を含む要保護児童の一時保護を積極的に受け入れる。

3. 母子生活支援施設「トットジョイ」との施設連携について

「トットジョイ」と覚書をかわし、連携して共同で以下の行事を実施する。

- 合同研修等を通して職員交流を行い、人材確保へ繋げる。
- 災害時に物資の提供や職員を派遣し、緊急援助を行う。
- 充足率を向上させるために行政へパンフレットを持参し、入所を依頼する。また、ブロック研修を通して施設をPRし、入所へ繋げる。

4. 地域災害の対応

○ 火災、地震、その他の災害が発生した時、東静会は地域と協力し、のぎくホームの機能を最大限に発揮し、救出・救護活動等を行うとともに被害を最小限に防止できるように努力する。

○ 災害用の備蓄品を整備し、災害時に備えておく。